

法務省民二第538号
令和5年3月28日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(令和5年4月1日施行関係)(通達)

民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号。以下「改正法」という。)の施行に伴う不動産登記事務の取扱い(令和5年4月1日施行関係)については、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、改正法の施行に伴う民法(明治29年法律第89号)の改正事項及び不動産登記法(平成16年法律第123号。以下「不登法」という。)の改正事項のうち登記簿の附属書類の閲覧の要件の見直しに係る不動産登記事務の取扱いについては、別に通達します。

おって、本通達中、「改正不登法」とあるのは改正法による改正後の不登法をいいます。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るための民事基本法制の見直しを内容とする改正法(令和5年4月1日施行関係)の施行に伴い、不動産登記事務の取扱い(民法の改正事項及び不登法の改正事項のうち登記簿の附属書類の閲覧の要件の見直しに係るものを除く。)において留意すべき事項を明ら

かにしたものである。

第2 不登法改正関係

1 相続人に対する遺贈による所有権の移転の登記手続の簡略化

(1) 遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）による所有権の移転の登記は、不登法第60条の規定にかかわらず、登記権利者が単独で申請することができることとされた（改正不登法第63条第3項）。

(2) これに伴い、不動産登記令（平成16年政令第379号。以下「不登令」という。）の一部が改正され、改正不登法第63条第3項の規定により登記権利者が単独で遺贈による所有権の移転の登記を申請するときは、登記原因を証する情報（以下「登記原因証明情報」という。）として、次の情報を提供しなければならないこととされた（不動産登記令等の一部を改正する政令（令和4年政令第315号。以下「令和4年政令」という。）による改正後の不登令（以下「改正不登令」という。）別表の30の項添付情報欄口）。

一 相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

二 遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）によって所有権を取得したことを証する情報

(3) 不登法の規定を準用する建設機械の登記（建設機械登記令（昭和29年政令第305号）第16条第1項）及び船舶の登記（製造中の船舶の登記を除く。船舶登記令（平成17年政令第11号）第35条第1項）についても、添付情報に関する所要の整備がされた（令和4年政令による改正後の建設機械登記令別表の8の項添付情報欄口、船舶登記令別表1の8の項添付情報欄口）。

(4) 改正不登法第63条第3項の規定は、当該規定に係る改正法の施行の日（令和5年4月1日）以後にされる登記の申請について適用することとされた（改正法附則第5条第1項）。

2 登記義務者の所在が知れない場合等における登記手続の簡略化

(1) 買戻しの特約に関する登記の抹消

ア 買戻しの特約に関する登記がされている場合において、その買戻しの特約がされた売買契約の日から10年を経過したときは、

不登法第60条の規定にかかわらず、登記権利者は、単独で当該登記の抹消を申請することができることとされた（改正不登法第69条の2）。

イ これに伴い、不登令の一部が改正され、改正不登法第69条の2の規定により登記権利者が単独で買戻しの特約に関する登記の抹消を申請する場合には、登記原因証明情報を提供することを要しないこととされた（改正不登令第7条第3項第1号）。

ウ 改正不登法第69条の2の規定により登記権利者が単独である買戻しの特約に関する登記の抹消の申請において、申請情報の内容とする登記原因は、「不動産登記法第69条の2の規定による抹消」とするものとし、登記原因の日付を要しない。

エ 登記官は、改正不登法第69条の2の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登記の抹消を完了した場合には、当該登記の登記名義人であった者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならないこととされた（不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和5年法務省令第6号。以下「令和5年法務省令」という。）による改正後の不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「改正不登規則」という。）第183条第1項第3号）。

この通知の様式等については、令和5年3月28日付け法務省民二第534号当職通達による改正後の不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達。以下「改正不登準則」という。）によるものとし（改正不登準則第117条、第118条第14号）、当該登記の登記名義人であった者の登記記録上の住所に宛てて通知書を発送するものとする。

オ 登記の記録は、別紙1の振り合いによるものとする。

カ 改正不登法第69条の2の規定は、当該規定に係る改正法の施行の日（令和5年4月1日）以後にされる登記の申請について適用することとされた（改正法附則第5条第1項）。

(2) 除権決定による登記の抹消等

ア 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないためその者と共同して権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（平成23年法律第5

1号)第99条に規定する公示催告の申立てをすることができることとされ(改正不登法第70条第1項)、この適用対象となる所在が知れない者として、登記義務者である登記名義人のほか、その相続人その他の一般承継人が該当することが明確化された。

イ 改正不登法第70条第1項の登記が地上権、永小作権、質権、賃借権若しくは採石権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記であり、かつ、登記された存続期間又は買戻しの期間が満了している場合であって、当該登記の抹消の申請に係る登記権利者において、相当の調査が行われたと認められるものとして法務省令で定める方法により調査を行ってもなお共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用することとした上で(改正不登法第70条第2項)、改正不登法第70条第1項及び第2項の場合において、非訟事件手続法第106条第1項に規定する除権決定があったときは、不登法第60条の規定にかかわらず、当該登記権利者は、単独で改正不登法第70条第1項の登記の抹消を申請することができることとされた(改正不登法第70条第3項)。

ウ 不登法第70条の改正に伴い、不登令において所要の整備がされ(改正不登令別表の26の項添付情報欄)、また、不登法の規定を準用する建設機械の登記(建設機械登記令第16条第1項)、船舶の登記(船舶登記令第35条第1項・第2項)及び農業用動産の抵当権の登記(農業用動産抵当登記令(平成17年政令第25号)第18条)についても、所要の整備がされた(令和4年政令による改正後の建設機械登記令第16条第1項、同登記令別表の5の項添付情報欄、船舶登記令第35条第1項・第2項、同登記令別表1の5の項添付情報欄・別表2の14の項添付情報欄、農業用動産抵当登記令第18条、同登記令別表の16の項添付情報欄)。

エ 改正不登法第70条第2項の「相当の調査が行われたと認められるものとして法務省令で定める方法」は、次の措置をとる方法とすることとされた(改正不登規則第152条の2)。

一 改正不登法第70条第2項に規定する登記の抹消の登記義

務者（以下このエの項目において単に「登記義務者」という。）
が自然人である場合

i 共同して登記の抹消の申請をすべき者の調査として次の

①から⑤までに掲げる措置

① 登記義務者が記録されている住民基本台帳、除票簿、
戸籍簿、除籍簿、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票簿
（以下「住民基本台帳等」という。）を備えると思料さ
れる市町村の長に対する登記義務者の住民票の写し又
は住民票記載事項証明書、除票の写し又は除票記載事
項証明書、戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項
証明書並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票
の写し（以下「住民票の写し等」という。）の交付の請
求

② ①の措置により登記義務者の死亡が判明した場合
には、登記義務者が記録されている戸籍簿又は除籍簿を
備えると思料される市町村の長に対する登記義務者の
出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事
項証明書の交付の請求

③ ②の措置により登記義務者の相続人が判明した場
合には、当該相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿
を備えると思料される市町村の長に対する当該相続人
の戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の
交付の請求

④ ③の措置により登記義務者の相続人の死亡が判明
した場合には、当該相続人についてとる②及び③に掲
げる措置

⑤ ①から④までの措置により共同して登記の抹消の申
請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録され
ている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料さ
れる市町村の長に対する当該者の住民票の写し又は住
民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（①の措置
により交付の請求をしたものを除く。）の交付の請求

- ii 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の①及び②に掲げる措置
 - ① 登記義務者の不動産の登記簿上の住所に宛ててする登記義務者に対する書面の送付（iの措置により登記義務者の死亡及び共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）
 - ② iの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付
- 二 登記義務者が法人である場合
- i 共同して登記の抹消の申請をすべき者の調査として次の①及び②に掲げる措置
 - ① 登記義務者の法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対する登記義務者の登記事項証明書の交付の請求
 - ② ①の措置により登記義務者が合併により解散していることが判明した場合には、登記義務者の合併後存続し、又は合併により設立された法人についてとる①に掲げる措置
 - ii iの措置により法人の登記簿に共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者（共同して登記の抹消の申請をすべき者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、その清算人又は破産管財人。以下同じ。）として登記されている者が判明した場合には、当該代表者の調査として当該代表者が記録されている住民基本台帳等を備えると思料される市町村の長に対する当該代表者の住民票の写し等の交付の請求
 - iii 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の①及び②に掲げる措置
 - ① 登記義務者の不動産の登記簿上の住所に宛ててする

登記義務者に対する書面の送付（iの措置により登記義務者が合併により解散していること及び共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）

② iの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

iv i及びiiの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者が判明した場合には、当該代表者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の①及び②に掲げる措置

① 共同して登記の抹消の申請をすべき者の法人の登記簿上の代表者の住所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

② i及びiiの措置により当該代表者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

オ 前記イのとおり、改正不登法第70条第2項に規定する場合において、非訟事件手続法第99条に規定する公示催告の申立てがされ、同法第106条第1項に規定する除権決定があったときは、改正不登法第70条第3項の規定により、不登法第60条の規定にかかわらず、当該登記権利者は、単独で改正不登法第70条第1項の登記の抹消を申請することができる。この場合には、非訟事件手続法第106条第1項に規定する除権決定があったことを証する情報が添付情報となる（改正不登令別表の26の項添付情報欄口）。

カ 改正不登法第70条第2項の規定は、当該規定に係る改正法の施行の日（令和5年4月1日）以後に申し立てられる公示催告の申立てに係る事件について適用することとされた（改正法附則第5条第2項）。

(3) 解散した法人の担保権に関する登記の抹消

ア 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき法人が解散

し、改正不登法第70条第2項に規定する方法により調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から30年を経過し、かつ、その法人の解散の日から30年を経過したときは、不登法第60条の規定にかかわらず、単独で当該登記の抹消を申請することができることとされた（改正不登法第70条の2）。

イ これに伴い、不登令の一部が改正され、改正不登法第70条の2の規定により登記権利者が単独で先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、登記原因証明情報として、次の情報を提供しなければならないこととされた（改正不登令別表の26の項添付情報欄ホ）。

一 被担保債権の弁済期を証する情報

二 共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報

三 改正不登法第70条第2項に規定する方法により調査を行ってもなお共同して登記の抹消の申請をすべき法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報

ウ 前記イの登記原因証明情報としては、次のようなものが該当する。

(ア) イの一について

金銭消費貸借契約証書、弁済猶予証書、債権の弁済期の記載がある不動産の閉鎖登記簿謄本等

(イ) イの二について

共同して登記の抹消の申請をすべき法人の登記事項証明書等

(ウ) イの三について

改正不登法第70条第2項に規定する方法による調査（前記(2)エの二の方法による調査）の結果を記載した報告書（共同して登記の抹消の申請をすべき法人及びその清算人の調査の過程で収集した書類並びにこれらの者の所在調査に係る郵便記録等を添付したものをいう。以下「調査報告書」という。）

エ 改正不登法第70条の2の規定により登記権利者が単独とする

先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消の申請において、申請情報の内容とする登記原因は、「不動産登記法第70条の2の規定による抹消」とするものとし、登記原因の日付を要しない。

オ 不登法の規定を準用する建設機械の登記（建設機械登記令第16条第1項）、船舶の登記（船舶登記令第35条第1項・第2項）及び農業用動産の抵当権の登記（農業用動産抵当登記令第18条）についても、所要の整備がされた（令和4年政令による改正後の建設機械登記令第16条第1項、同登記令別表の5の項添付情報欄ホ、船舶登記令第35条第1項・第2項、同登記令別表1の5の項添付情報欄ホ・別表2の14の項添付情報欄ホ、農業用動産抵当登記令第18条、同登記令別表の16の項添付情報欄へ）。

カ 前記(2)エの二iiの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき法人の清算人が死亡していることが判明した場合には、同iv②の「当該代表者が所在すると思料される場所が判明した場合」には該当しないものとし、改正不登法第70条の2の「法人の清算人の所在が判明しない」場合に該当するものとする。

キ 前記(2)エの二iiの措置に関し、請求に係る共同して登記の抹消の申請をすべき法人の清算人の住民票の除票等が廃棄等されているために、調査報告書に住民票の写し等を添付することができない場合には、不在住証明書や不在籍証明書等を調査報告書に添付するものとし、これらの証明書等の交付を受けることができない場合には、その旨を調査報告書に記載するものとする。

ク 共同して登記の抹消の申請をすべき法人が、会社法（平成17年法律第86号）第933条の規定による外国会社の登記がされていない外国会社である場合や、共同して登記の抹消の申請をすべき法人の清算人が外国に住所を有する者である場合などであっても、前記(2)エの二の措置が行われていれば足り、外国の登録、登記制度等に基づく調査を行う必要はない。

ケ 登記の記録は、別紙1の振り合いによるものとする。

コ 改正不登法第70条の2の規定は、当該規定に係る改正法の施行の日（令和5年4月1日）以後にされる登記の申請について適用することとされた（改正法附則第5条第1項）。

3 情報の提供の求め

- (1) 登記官は、職権による登記をし、又は不登法第14条第1項の地図を作成するために必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、その対象となる不動産の所有者等（所有権が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）に関する情報の提供を求めることができることとされた（改正不登法第151条）。
- (2) この「職権による登記」には、改正不登法第76条の4の規定に基づいてする登記官の職権による登記（所有権の登記名義人についての符号の表示。施行期日は、改正法の公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日（改正法附則第1条第3号））、不登法第28条の規定に基づいてする登記官の職権による表示に関する登記等が該当する。

4 その他

不登法第162条（検査の妨害等の罪）の改正に伴い、同規定を引用する不動産登記規則別記第4号様式（登記官の身分を証する書面）が改められた（令和5年法務省令第1条）。

第3 その他運用の見直し関係

1 法定相続分での相続登記がされた場合における登記手続の簡略化

- (1) 法定相続分での相続登記（民法第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてされた相続による所有権の移転の登記をいう。以下同じ。）がされている場合において、次に掲げる登記をするときは、所有権の更正の登記によることができるものとした上で、登記権利者が単独で申請することができるものとする。
 - 一 遺産の分割の協議又は審判若しくは調停による所有権の取得に関する登記
 - 二 他の相続人の相続の放棄による所有権の取得に関する登記
 - 三 特定財産承継遺言による所有権の取得に関する登記
 - 四 相続人が受遺者である遺贈による所有権の取得に関する登記
- (2) (1)の所有権の更正の登記の申請において、申請情報の内容とする登記原因及びその日付は、次の振り合いによるものとする。
 - ア (1)一の場合

「年月日【遺産分割の協議若しくは調停の成立した年月日又はその審判の確定した年月日】遺産分割」

イ (1)二の場合

「年月日【相続の放棄の申述が受理された年月日】相続放棄」

ウ (1)三の場合

「年月日【特定財産承継遺言の効力の生じた年月日】特定財産承継遺言」

エ (1)四の場合

「年月日【遺贈の効力の生じた年月日】遺贈」

(3) (1)の所有権の更正の登記の申請をする場合に提供する登記原因証明情報としては、次のようなものが該当する。

ア (1)一の場合

遺産分割協議書（当該遺産分割協議書に押印した申請人以外の相続人の印鑑に関する証明書を含む。）、遺産分割の審判書の謄本（確定証明書付き）、遺産分割の調停調書の謄本

イ (1)二の場合

相続放棄申述受理証明書及び相続を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

ウ (1)三の場合

遺言書（家庭裁判所による検認が必要なものにあつては、当該検認の手続を経たもの）

エ (1)四の場合

遺言書（家庭裁判所による検認が必要なものにあつては、当該検認の手続を経たもの）

(4) 登記官は、(1)の三及び四の登記（所有権の更正の登記）の申請（登記権利者が単独で申請するものに限る。）があつた場合には、登記義務者に対し、当該申請があつた旨を通知しなければならないこととされた（改正不登規則第183条第4項）。

この通知の様式等については、改正不登準則によるものとし（改正不登準則第117条、第118条第15号）、当該申請の調査完了後、速やかに登記義務者の登記記録上の住所に宛てて通知書を発送

するものとする。

なお、登記官において、当該通知後に、登記義務者からの求め等に応じ、登記手続の処理を中止・停止することを要しない。

- (5) 建設機械の登記（建設機械登記規則（平成17年法務省令第30号））及び船舶の登記（製造中の船舶の登記を除く。船舶登記規則（平成17年法務省令第27号））についても、所要の整備がされた（令和5年法務省令による改正後の建設機械登記規則第35条、船舶登記規則第49条）。
- (6) (1)の所有権の更正の登記は、登記上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾がなければ申請することができないことなどは、従前のおりである（不登法第66条、第68条等）。
- (7) 登記の記録は、別紙2の振り合いによるものとする。
- (8) 本取扱いは、令和5年4月1日以後にされる登記の申請から実施するものとする。

2 胎児を相続人とする相続による所有権の移転の登記手続の見直し

- (1) 胎児を相続人とする相続による所有権の移転の登記の申請において、申請情報の内容とする申請人たる胎児の表示は、「何某（母の氏名）胎児」とするものとする。
- (2) 登記の記録は、別紙3の振り合いによるものとする。
- (3) 本取扱いは、令和5年4月1日以後にされる登記の申請から実施するものとする。

<不動産登記法第69条の2の規定による抹消>

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	買戻特約	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日特約 売買代金 金何万円 契約費用 金何万円 期間 平成何年何月何日から何年間 買戻権者 何市何町何番地 乙 某
4	3番付記1号買戻権抹消	令和何年何月何日 第何号	原因 不動産登記法第69条の2の規定による 抹消

- (注) 1 買戻権の登記の抹消は主登記とする。
2 買戻しの特約に関する登記を抹消する記号(下線)を記録する。

<不動産登記法第70条の2の規定による抹消>

権 利 部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
<u>3</u>	<u>抵当権設定</u>	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額 金何万円 利息 年何% 損害金 年何% 債務者 何市何町何番地 甲 某 <u>抵当権者 何市何町何番地</u> 株式会社乙商事
4	3番抵当権抹消	令和何年何月何日 第何号	原因 不動産登記法第70条の2の規定による 抹消

- (注) 1 抵当権の登記を抹消する記号(下線)を記録する。
2 先取特権及び質権の登記の抹消の登記の記録は、この記録例に準ずる。

一 遺産の分割の協議又は審判若しくは調停による所有権の取得に関する登記の場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日相続 共有者 <u>何市何町何番地</u> 持分2分の1 甲 某 <u>何市何町何番地</u> 4分の1 乙 某 <u>何市何町何番地</u> 4分の1 丙 某
付記1号	3番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日遺産分割 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 2分の1 乙 某

(注) 更正前の共有者を抹消する記号(下線)を記録する。

二 他の相続人の相続の放棄による所有権の取得に関する登記の場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日相続 共有者 <u>何市何町何番地</u> 持分2分の1 甲 某 <u>何市何町何番地</u> 4分の1 乙 某 <u>何市何町何番地</u> 4分の1 丙 某
付記1号	3番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日相続放棄 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 2分の1 乙 某

(注) 更正前の共有者を抹消する記号(下線)を記録する。

三 特定財産承継遺言による所有権の取得に関する登記の場合

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日相続 共有者 <u>何市何町何番地</u> 持分2分の1 甲 某 <u>何市何町何番地</u> 4分の1 乙 某 <u>何市何町何番地</u> 4分の1 丙 某
付記1号	3番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日特定財産承継遺言 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 2分の1 乙 某

(注) 更正前の共有者を抹消する記号(下線)を記録する。

四 相続人が受遺者である遺贈による所有権の取得に関する登記の場合

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日相続 共有者 <u>何市何町何番地</u> 持分2分の1 甲 某 <u>何市何町何番地</u> 4分の1 乙 某 <u>何市何町何番地</u> 4分の1 丙 某
付記1号	3番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日遺贈 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 2分の1 乙 某

(注) 更正前の共有者を抹消する記号(下線)を記録する。

1 所有権の移転の登記（胎児の相続）

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 乙 某 何市何町何番地 2分の1 乙 某 胎 児

2 登記名義人の氏名等の変更の登記（胎児が生きて生まれた場合）

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 乙 某 <u>何市何町何番地</u> 2分の1 乙 某 胎 児
付記1号	3番登記名義人住所、氏名変更	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日出生 共有者乙某胎児の氏名住所 何市何町何番地 何 某

（注）変更前の氏名及び住所を抹消する記号（下線）を記録する。

3 所有権の更正の登記（胎児が死体で生まれた場合）

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
3	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日相続 共有者 <u>何市何町何番地</u> <u>持分2分の1</u> 乙 某 <u>何市何町何番地</u> <u>4分の1</u> 丙 某 <u>何市何町何番地</u> <u>4分の1</u> 乙 某 胎 児
付記1号	3番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因 錯誤 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 乙 某 何市何町何番地 2分の1 丙 某

（注）更正前の共有者を抹消する記号（下線）を記録する。